



保健福祉センター

発信@みなくる

平成22年8月1日から

父子家庭のみなさまにも児童扶養手当が支給されます！！

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、母子家庭を支給対象としていた児童扶養手当について、平成22年8月分手当から父子家庭も支給対象になりました。

この児童扶養手当を受給するためには、保健福祉課への申請が必要となりますので、11月30日までに忘れずに手続きをお願いします。

(※11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給となります。)

◎児童扶養手当とは

父母の離婚などで、両親と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

◎対象となる方

次のいずれかに該当する子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども・中度以上障がいがある場合は20歳未満）について、父がその子どもを監護（養育）し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ① 父母が婚姻解消した子ども
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母が一定程度の障がいの状態にある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで生んだ子など）

※注意 支給対象に該当しても、子どもが児童福祉施設に入所したとき、又は請求者および児童が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けられることができるとき、その他所得制限など、手当が支給されない若しくは手当が制限される場合がありますので、個々のご家庭が支給要件に該当するかは、事前に保健福祉課社会福祉係にお問い合わせ下さい。

◎申請に必要なもの

- ① 印鑑（シャチハタ・スタンプ印は不可）
- ② 申請者の方の普通預金通帳
- ③ 申請者および児童の戸籍謄本（発行から1ヶ月以内のもの）
- ④ 平成22年度所得証明書若しくは平成21年分の源泉徴収票の写し

よってたかってしあわせ講座

小地域ネットワーク活動推進事業・介護予防事業「みんなでつくる 安心して暮らせるまち、南ふらの」

- ・日 時 8月26日（木） 18時00分から19時30分
- ・会 場 保健福祉センターみなくる
- ・テーマ 「みんなで防ごう消費者被害」
- ・講 師 消費生活センター

みなくるでも、印鑑登録証明書と住民票の発行を行っていますので、ご利用ください。

保健福祉センター みなくる

保健福祉課 ☎ 52-2211 FAX 39-7020
 地域包括支援センター ☎ 52-2211
 社会福祉協議会 ☎ 39-7711 FAX 52-3711